宮城県農業農村整備事業等における
工事請負契約設計変更ガイドライン

平　成　２７　年　４　月

宮城県農林水産部農村振興課

目　　次

第１章　共通

１　ガイドラインの目的

本ガイドラインは，工事請負契約書を踏まえ，宮城県が発注する農業農村整備事業等工事において，設計変更を行う際の発注者及び受注者双方の留意点や設計変更を行う事例を明示することで，契約関係における責任の所在の明確化及び契約内容の透明性の向上を図り，発注者と受注者が相互に設計変更の正しいルールを理解することで設計変更の円滑化及び適正化を図ることを目的にしています。

なお，本ガイドラインは今後においても，関係者と調整し，必要事項については訂正・追加していくこととしております。

用語の定義

〇契約・・・・・工事請負契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう
〇契約変更・・・工事請負契約書及び設計図書を内容とする契約の変更を行うことをいう
［出典：農業土木標準用語事典］
〇設計図書・・・仕様書，図面，現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう
［出典：工事請負契約書］
〇設計変更・・・工事請負標準契約書第１８条（条件変更等）及び第１９条（設計図書の変更）の規定により図面，仕様書，設計書等を変更する場合において，契約変更の手続きの前に受注者に指示することをいう
［出典：建設工事に係る設計変更事務取扱要領平成 18 年 3 月 31 日付け事管第 460 号］
〇共通仕様書・・宮城県農業土木工事共通仕様書及び宮城県施設機械工事等共通仕様書をいう

２　設計変更の基本事項

（１）下記の場合は原則として設計変更はできません（ただし，災害時等緊急の場合はこの限りではない場合があります【契約書第２６条（臨機の措置)】。

① 設計図書に条件明示のない事項において，発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合
② 発注者と「協議」をしているが，協議の回答がない時点で施工を実施した場合
③ 「承諾」で施工した場合
④ 工事請負契約書共通仕様書に定められている所定の手続きを経ていない場合（契約書第 18 条～24 条，第 30 条，共通仕様書（土木 1-1-17～1-1-19，機械 1-1-19～1-1-21））
⑤ 正式な書面によらない事項(口頭のみの指示・協議等)の場合

（２）下記のような場合においては，所定の手続きを踏むことにより設計変更が可能です。

◆工事請負契約書第１８条に該当

① 設計図書に誤びゅう又は脱漏がある場合
　例）条件明示する必要があるにも係わらず土質に関する条件明示がない.
　例）図面に設計寸法の明示がない等
② 設計図書の表示が明確でない場合
　例）土質柱状図は明示されているが地下水位が不明確
　例）図面と工事数量総括表の記載事項が合致しない
　例）使用する材料の規格（種類・強度等）が不明確等
③ 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合
　例）設計図書に明示された地形・土質が現地条件と一致しない等

◆工事請負契約書第１９条に該当

① 発注者から設計図書の変更に係る指示があった場合

◆工事請負契約書第２０条に該当

① 受注者の責に帰すことができない自然的又は人為的事象により，受注者が工事を施工出来ないと認められる場合
　例）関係機関協議が未了等により工事に着手できない
　例）掘削中に予見出来ない埋設物が発見された　等
② 発注者が，工事の一時中止内容を受注者に通知して，工事の全部又は一部の施工を一部中止する場合

（3）変更の指示・設計変更にあたっての留意事項

【発注者の留意事項】

請負工事の施工は設計図書に従い行われるため，発注者は，受注者が工事の目的に沿った適切な施工ができるよう，必要な施工条件を明示した設計図書を作成し，また，変更の必要がある場合は受注者に対して書面により指示を行わなければなりません。

◆適切に工事を施工するため，発注者は次の事項に留意しなければなりません
① 設計変更を行う必要が生じた場合など，必要な指示・協議等を書面で行う（契約書第１条第５ 項）
② 受注者から設計図書についての確認の請求があった場合は，受注者の立会いの上，調査を行う（契約書第 18 条第２ 項）
③ 設計変更後の請負金額や工期は，受注者と協議の上，決定する（契約書第 23 条，第 24 条）

【受注者の留意事項】

受注者は，工事の目的を達せられるよう施工する義務があり，そのため工事の施工にあたって発注者の意図・設計図書・現場条件などを確認する必要があります。

◆適切に工事を施工するため，受注者は次の事項に留意しなければなりません
① 設計図書と工事現場に相違がある，必要な条件明示がされていないなど施工する上で疑問が生じた場合は，速やかに発注者に通知する（契約書第 18 条第１ 項）
② 数量・仕様等の設計図書の変更が必要な場合は，その旨，発注者と協議を行い，発注者の書面による指示に従い施工する（独自の判断で施工しない）

3　設計変更手続きフロー

① 図面・仕様書・現場説明書及び現場説明等に対する質問回答書が一致しないとき
② 設計図書に誤り又は脱漏があるとき
③ 設計図書の表示が明確でないとき
④ 工事現場の形状・地質・湧水等の状態，施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないとき
⑤ 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたとき

（契約書第１８条第１項）
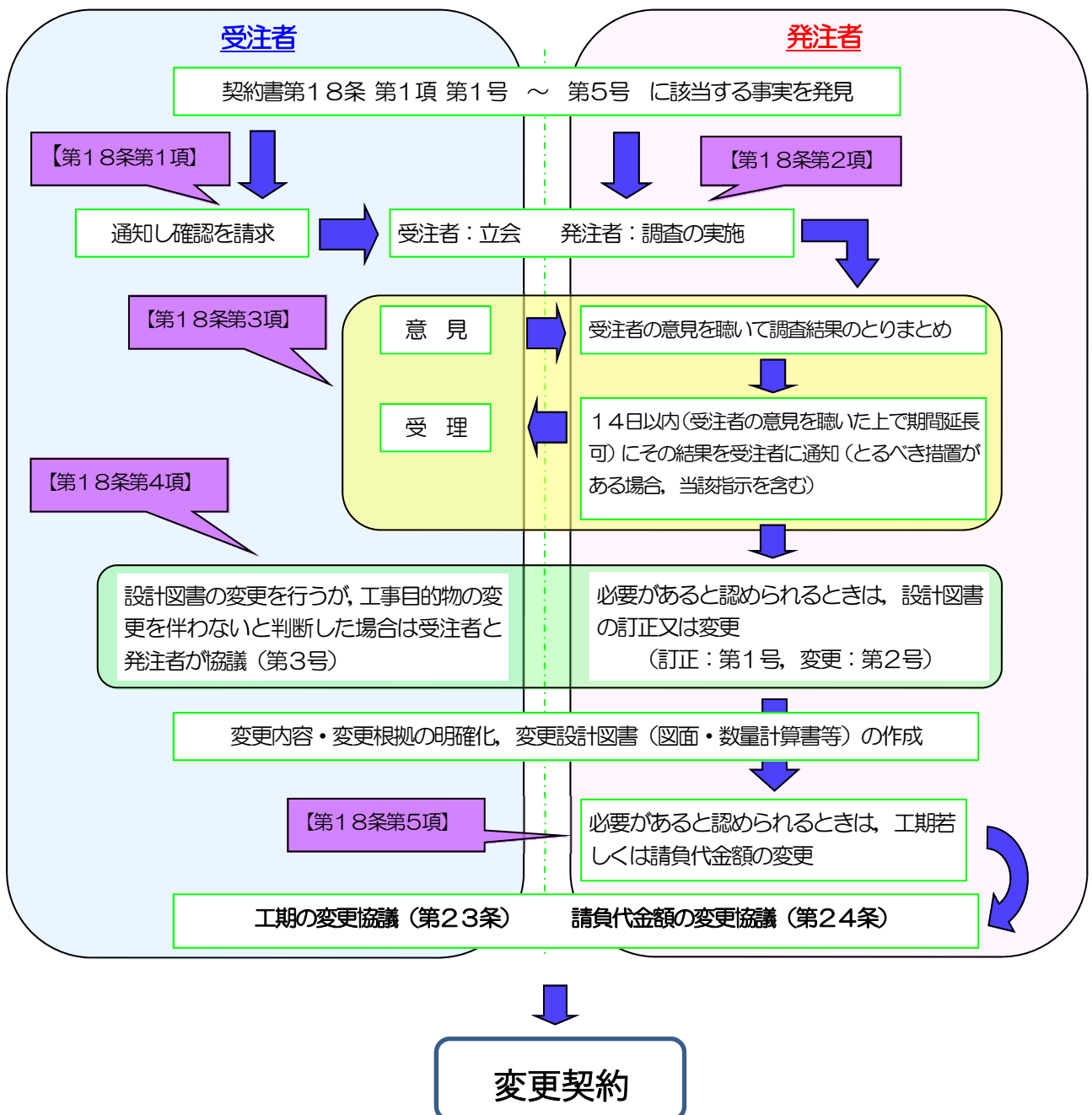
第２章　土木工事

１　設計変更の具体例

（１）設計図書に誤びゅう又は脱漏がある場合の手続き（契約書第 18 条第１項第２号）

具体例

① 条件明示する必要がある場合にも係わらず，土質に関する一切の条件明示がない場合
② 条件明示する必要がある場合にも係わらず，地下水位（湧水等）に関する一切の条件明示がない場合
③ 条件明示する必要がある場合にも係わらず，交通整理員についての条件明示がない場合
④ 設計図書（図面，仕様書等）に誤りがある場合

受注者

「契約書第18 条（条件変更等）第１項第2号」に基づき，設計図書に誤びゅう又は脱漏がある旨を直ちに監督職員に通知

発注者

発注者は同条第4項，第5項に基づき，必要に応じて設計図書の訂正・変更（当初積算の考え方に基づく条件明示）及び工期若しくは請負代金額を変更

発注者は，工事請負契約書第１８条第5項に基づき，客観的判断に基づき必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更しなければならない

受注者及び発注者は第 23 条・第 24 条に基づき，「協議」により工期及び請負代金額を定める
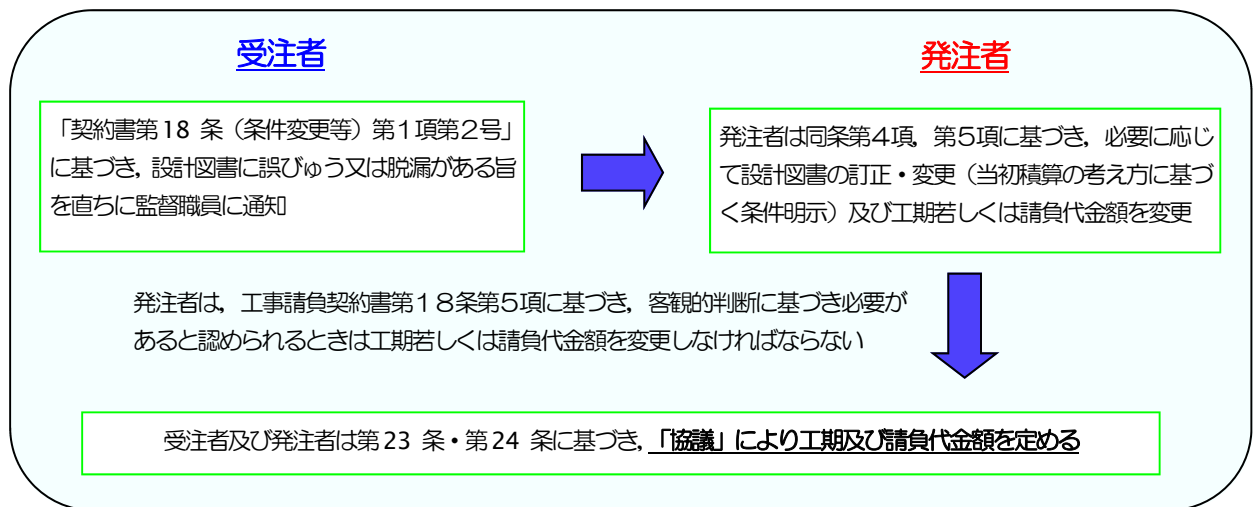
（２）設計図書の表示が明確でない場合の手続き（契約書第 18 条第１項第３号）

具体例

① 土質柱状図は明示されているが，地下水位が不明確な場合
② 使用する材料の規格（種類，強度等）が明確に示されていない場合
③ 指定仮設で水替工実施の記載はあるが，作業時排水もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合

受注者

「契約書第18 条（条件変更等）第１項第3号」に基づき，条件明示が不明確な旨を直ちに監督職員に通知

発注者

発注者は同条第4項・第5項に基づき，必要に応じて設計図書の訂正・変更（当初積算の考え方に基づく条件明示）及び工期若しくは請負代金額を変更

発注者は，工事請負契約書第１８条第5項に基づき，客観的判断に基づき必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更しなければならない

受注者及び発注者は第 23 条・第 24 条に基づき，「協議」により工期及び請負代金額を定める
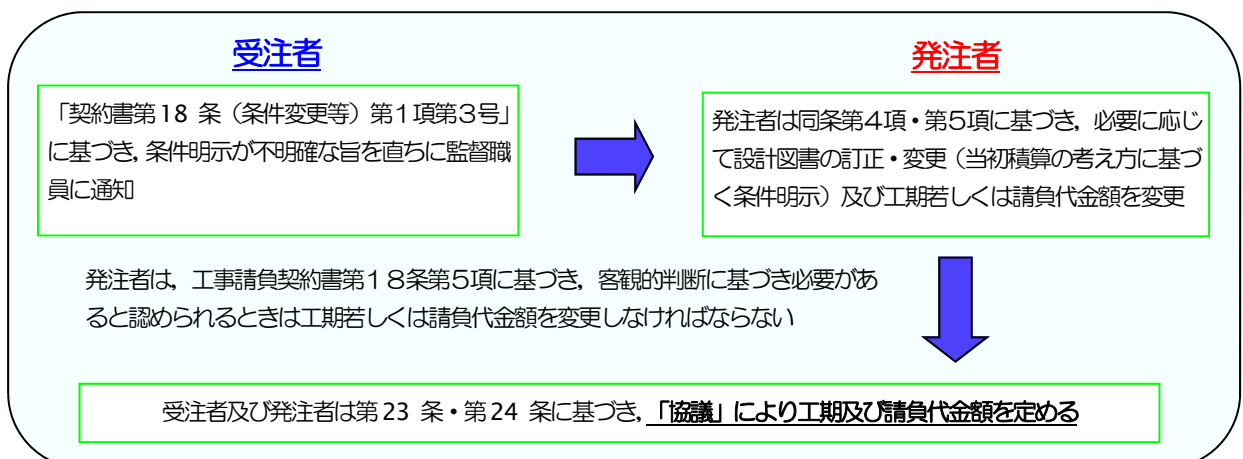
（3）設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き（契約書第 18 条第１項第４ 号）

具体例

① 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合 ② 設計図書に明示された地下水位(湧水等の状況)が現地条件と一致しない場合 ③ 設計図書に明示された交通整理員の人員構成が規制図と一致しない場合 ④ 前頁の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で現地条件と一致しない場合
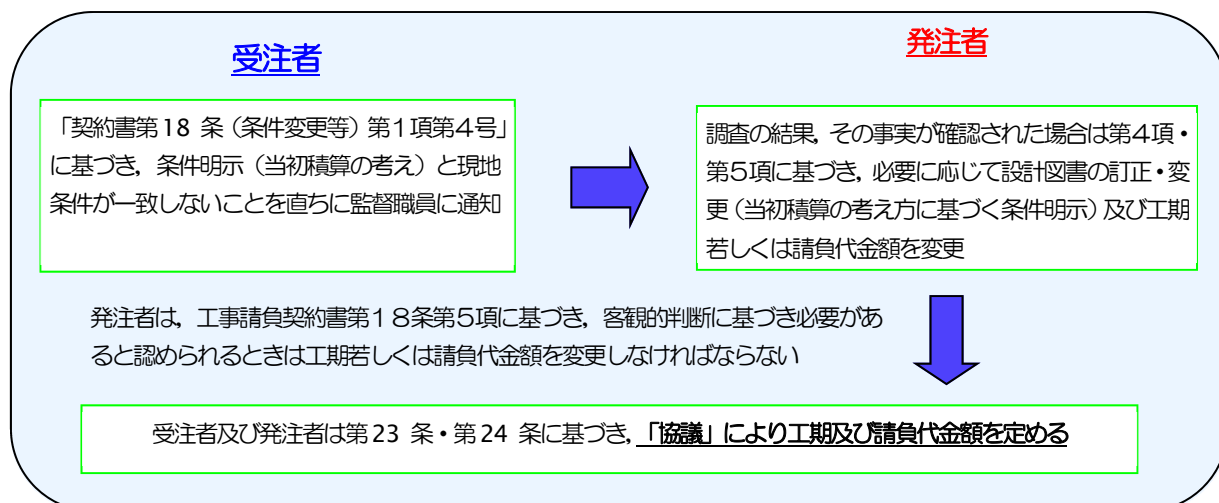
受注者

発注者

「契約書第 18 条（条件変更等）第１項第４号」に基づき，条件明示（当初積算の考え）と現地条件が一致しないことを直ちに監督職員に通知

調査の結果，その事実が確認された場合は第４項・第５項に基づき，必要に応じて設計図書の訂正・変更（当初積算の考え方に基づく条件明示）及び工期若しくは請負代金額を変更

発注者は，工事請負契約書第１８条第５項に基づき，客観的判断に基づき必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更しなければならない

受注者及び発注者は第 23 条・第 24 条に基づき，「協議」により工期及び請負代金額を定める

（4）工事中止の場合の手続き（契約書第 20 条）

受注者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため，受注者が工事を施工できないと認められる場合の手続き

具体例

◆発注者の責により工事を施工できない場合

① 発注者の義務である工事用地等の確保が行われておらず施工が出来ない場合

② 河川・道路・鉄道等の管理者との協議及び関係機関協議の結果，施工できない期間が設定された場合

また，協議がまとまらない場合

③ 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが不可能と認められる場合

◆自然的もしくは人為的な事象により工事を施工できない場合

① 地中障害物・埋設物の調査及び処理を行う必要が生じた場合

② 埋蔵文化財の調査及び処理を行う必要が生じた場合

③ 妨害活動を行う者による工事現場の占拠及び著しい威嚇行為があった場合

④ 豪雨・地震・火災等により地形等の物理的な変動があった場合
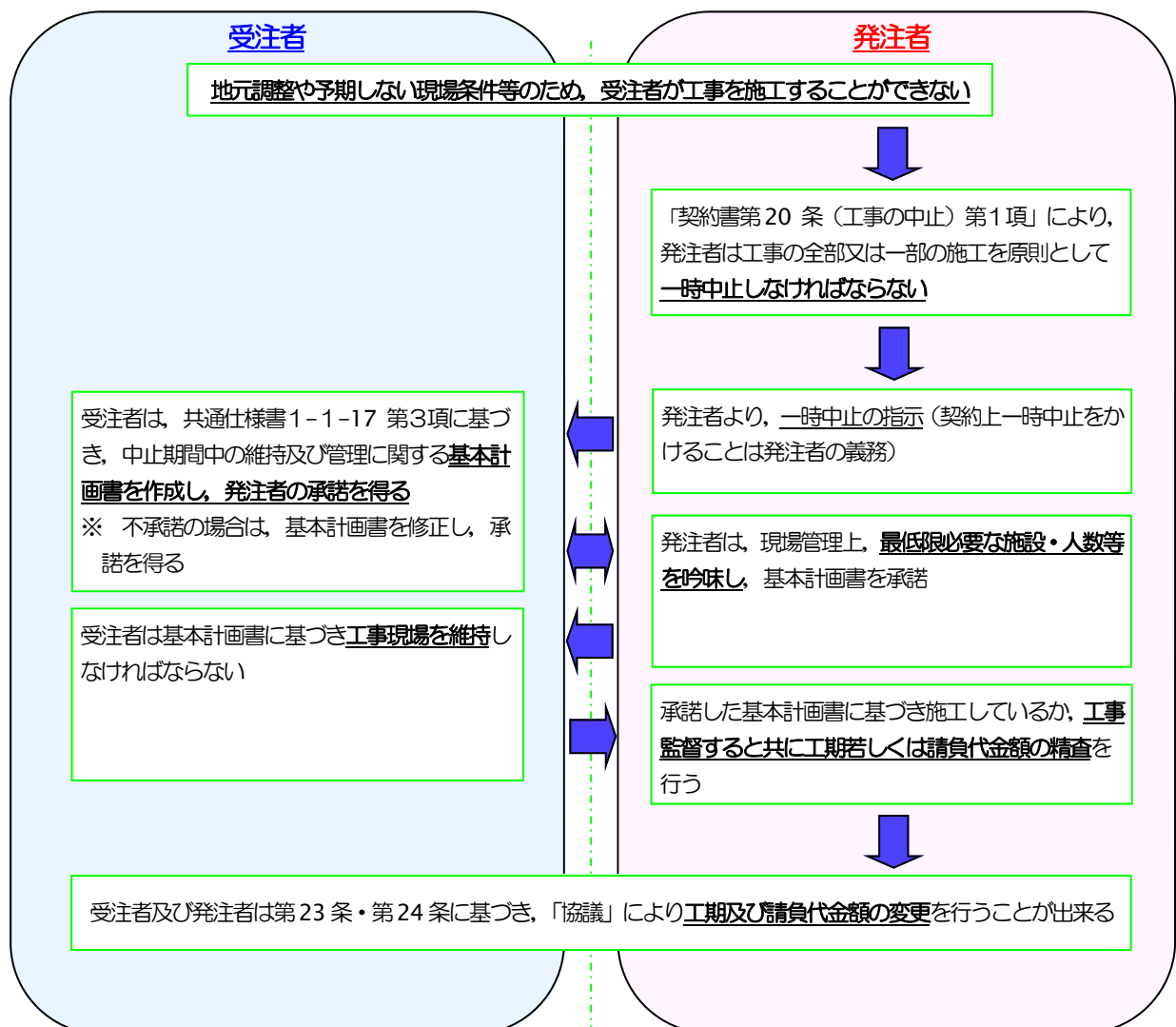
2　設計図書の照査

（1）照査の範囲

受注者が行なうべき「設計図書の照査」の範囲としては，以下のものがあげられます。

◆設計図書の内容について整合がとられているかどうかの確認

①　数量計算書と設計書の内容の整合確認

②　構造計算書の入力値や計算値と図面の整合確認

③　設計図面・数量計算書に記載ミス・計算ミスが無いかどうかの確認

◆設計図書記載内容の現場の状態・施工条件と，実際の工事現場の状態・施工条件が一致しているか等の確認

①　設計図面のとおり構造物を作ることが出来るかどうかの確認

②　縦横断図の地盤線と現地盤線の確認及びその修正等

③　当初横断図の推定岩盤線と現地岩盤線の確認及びその修正等

④　埋設物・支障物件等の現地確認

（2）照査の範囲を超えるもの

「設計図書の照査」の範囲を超える行為としては，以下のものなどが想定され，このような場合は，発注者がその費用を負担します。

◆新たに設計図の作成が必要なもの

①　現地測量の結果，縦横断計画等を新たに作成する必要があるもの

②　維持修繕等の工事で，標準断面で発注し，工事において測量から設計まで行なうもの

◆構造計算等が伴うもの

①　構造物の応力計算を伴う照査

（ただし，二次製品を用いた工法を承諾で用いる場合等は除く）

②　構造物の位置や計画高さ・載荷高さ・延長等が変更となり，構造計算の再計算が必要となるもの（設計業務の瑕疵について確認が必要）

③　構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの（設計業務の瑕疵について確認が必要）

④　基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成

⑤　土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算

◆その他

①　設計内容の確認，見直しの目的のために測量・地質調査を行うもの

（品質管理のための調査は含まない）

第３章　施設機械工事

１　設計変更の具体例

（１）設計図書に誤びゅう又は脱漏がある場合の手続き（契約書第 18 条第１項第２号）

具体例

①　設計条件や主要仕様等が図面・仕様書等の設計図書の中で間違いがある場合
②　条件明示する必要がある場合にもかかわらず，記載されるべき内容が抜けている場合
　a　既設設備の撤去に関する条件明示
　b　クレーン等の据付け機器及び機械に関する条件明示
　c　交通整理員についての条件明示
　d　既存施設の使用または改造に関する条件明示
　e　図面に関連する土木構造物の設計寸法など設備設計に必要な寸法明示がない場合等

受注者

「契約書第 18 条（条件変更等）第１項第２号」に基づき，設計図書に誤びゅう又は脱漏がある旨を直ちに監督職員に通知

発注者

発注者は同条第４項・第５項に基づき，必要に応じて設計図書の訂正・変更（当初積算の考え方に基づく条件明示）及び工期若しくは請負代金額を変更

発注者は，工事請負契約書第１８条第５項に基づき，客観的判断に基づき必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更しなければならない

受注者及び発注者は第 23 条・第 24 条に基づき，「協議」により工期及び請負代金額を定める
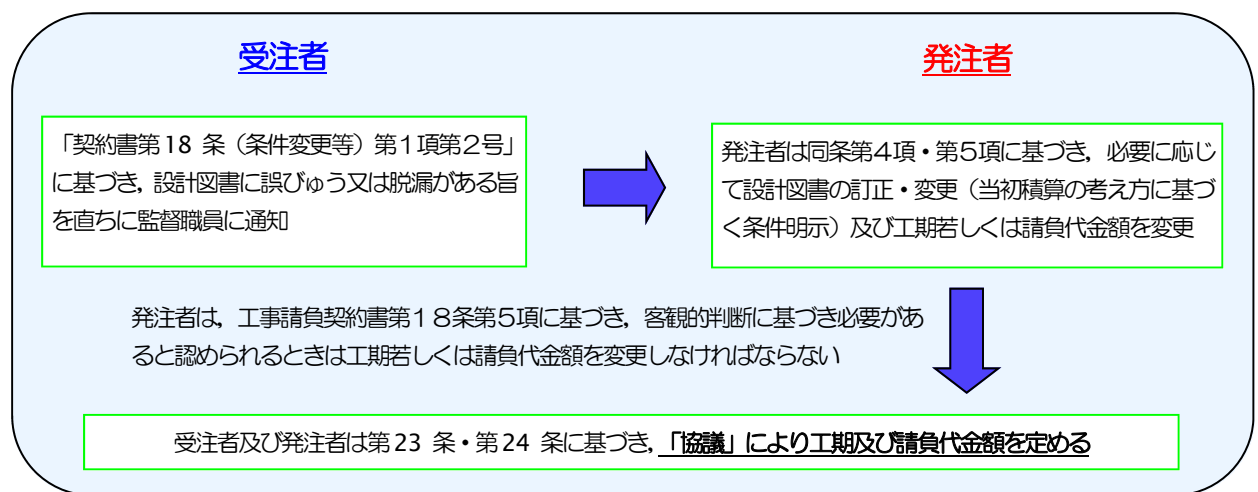
（２）設計図書の表示が明確でない場合の手続き（契約書第 18 条第１項第３号）

具体例

①　水位計を設けると仕様書に記載はあるが，具体的な設置場所の明示がなく，既設設備までのケーブル・電線管が必要となる場合
②　設計数量が「一式」，「必要なもの一式」等の抽象的な記載はあるが，具体的な仕様の明示がない場合

受注者

「契約書第 18 条（条件変更等）第１項第３号」に基づき，条件明示が不明確な旨を直ちに監督職員に通知

発注者

発注者は同条第４項・第５項に基づき，必要に応じて設計図書の訂正・変更（当初積算の考え方に基づく条件明示）及び工期若しくは請負代金額を変更

発注者は，工事請負契約書第１８条第５項に基づき，客観的判断に基づき必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更しなければならない

受注者及び発注者は第 23 条・第 24 条に基づき，「協議」により工期及び請負代金額を定める
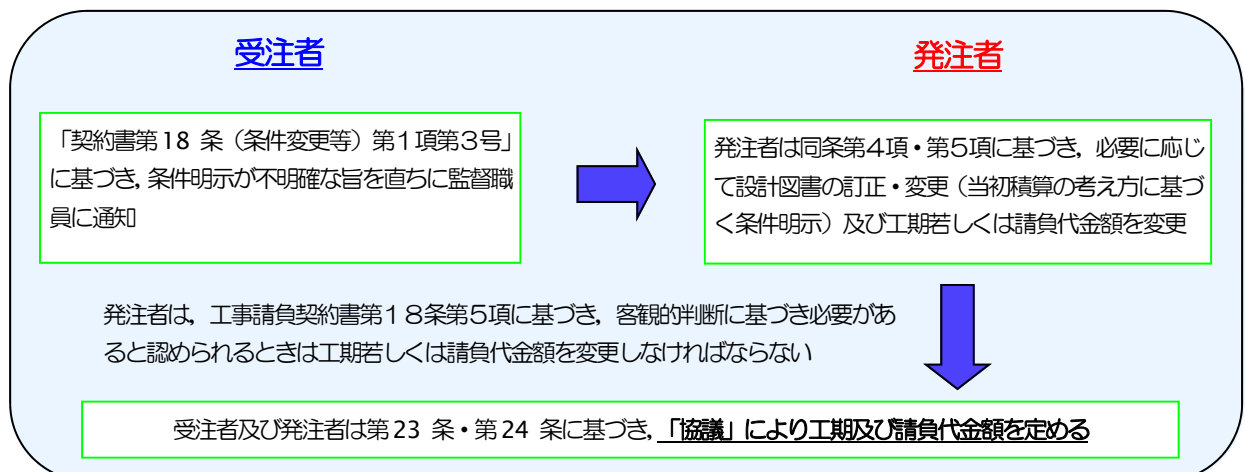
（3）設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場の条件が一致しない場合の手続き（契約書第 18 条第１項第４ 号）

具体例

① 機側操作盤等で，屋内に設置される計画が，屋外設置となった場合
② 設計図書に明示された交通整理員の人数等が，規制図と一致しない場合
③ ３－１－（１）設計図書に誤びゅう又は脱漏がある場合の手続き又は３－１－（２）設計図書の表示が明確でない場合の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で，なおかつ工事現場の条件と一致しない場合
④ 関連する工事，関係機関及び第三者機関等による制約が課せられた場合
⑤ 修繕工事における交換部品が分解の結果，当初発注と異なる場合
⑥ 関係機関及び第三者機関との協議結果等により，指定仮設物（仮桟橋・仮設迂回路等）が必要となり，その構造，設置時期・期間等仮設計画に変更が生じた場合
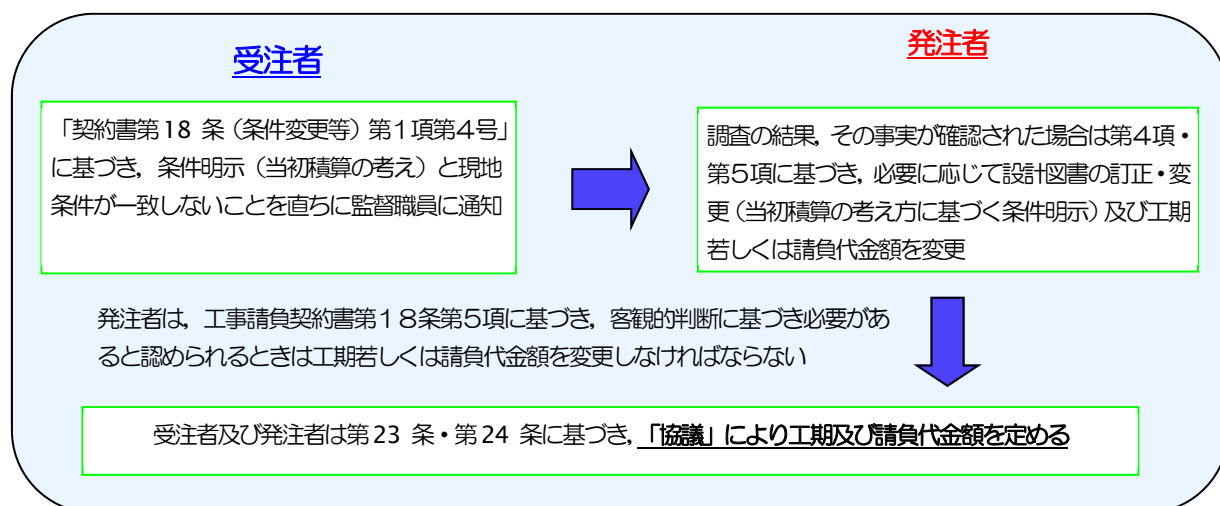
受注者

「契約書第 18 条（条件変更等）第１項第４号」に基づき，条件明示（当初積算の考え）と現地条件が一致しないことを直ちに監督職員に通知

発注者

調査の結果，その事実が確認された場合は第４項・第５項に基づき，必要に応じて設計図書の訂正・変更（当初積算の考え方に基づく条件明示）及び工期若しくは請負代金額を変更

発注者は，工事請負契約書第１８条第5項に基づき，客観的判断に基づき必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更しなければならない

受注者及び発注者は第 23 条・第 24 条に基づき，「協議」により工期及び請負代金額を定める

（4）工事中止の場合の手続き（契約書第 20 条）

受注者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため，受注者が工事を施工できないと認められる場合の手続き

具体例

◆発注者の責により工事を施工できない場合
① 発注者の義務である工事用地等の確保が行われておらず施工が出来ない場合
② 河川・道路・鉄道等の管理者との協議及び関係機関協議の結果，施工できない期間が設定された場合や協議がまとまらない場合
③ 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが不可能と認められる場合

◆自然的もしくは人為的な事象により工事を施工できない場合
① 豪雨・地震・火災等により地形等の物理的な変動があった場合
② 地中障害物・埋設物の調査及び処理を行う必要が生じた場合
③ 埋蔵文化財の調査及び処理を行う必要が生じた場合
④ 妨害活動を行う者による工事現場の占拠及び著しい威嚇行為があった場合
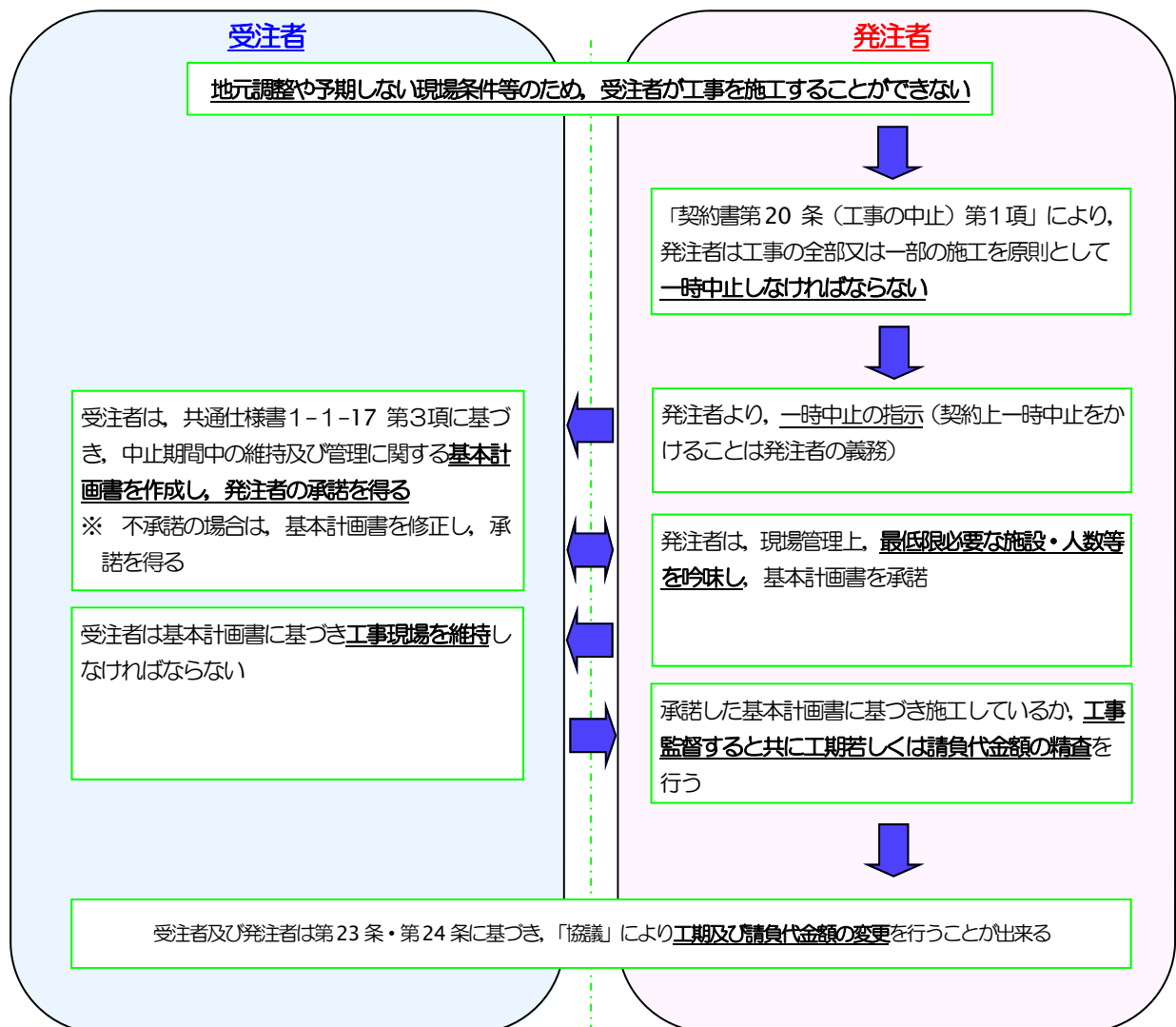
２　設計図書の照査

（１）照査の範囲

受注者が行なうべき「設計図書の照査」の範囲としては，以下のものがあげられます。

◆設計図書の内容について整合がとられているかどうかの確認

①　数量計算書と設計書の内容の整合確認

②　構造計算書の入力値や計算値と図面の整合確認

③　設計図面・数量計算書に記載ミス・計算ミスが無いかどうかの確認

◆設計図書記載内容の現場の状態・施工条件と，実際の工事現場の状態・施工条件が一致しているか等の確認

①　仕様書のとおり工事目的物を作ることが出来るかどうかの確認

②　埋設物・支障物件等の現地確認

（２）照査の範囲を超えるもの

「設計図書の照査」の範囲を超える行為としては，以下のものなどが想定され，このような場合は，発注者がその費用を負担します。

◆新たに設計図の作成が必要なもの

①　現地確認の結果，設備や機器の配置の大幅な変更，配管・配線ルートの変更等の大幅な計画の変更があり，新たに承諾図を作成する必要がある場合

◆構造計算等が伴うもの

①　仕様書に明示されておらず，軟弱地盤等で据付け用機器及び機械の支持力に関する地質調査等を含む構造計算等が新たに必要な場合

②　下記の例のような設計根拠の検討が必要な場合

ａ　各種技術基準や設計要領等との適合確認を行い対比設計まで行う場合

ｂ　設計根拠まで遡る見直しや，それに伴う工事費の算出を行う場合

◆その他

①　設計内容の確認，見直しの目的のために測量・地質調査を行うもの
（品質管理のための調査は含まない）

第４章　関連事項

１　指定・任意の正しい運用

指定・任意については，工事請負契約書第１条第３項に定められているとおり，適切に扱う必要があります。

◆　任意については，**その仮設・施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行うこととなります。**

◆　任意については，**その仮設・施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としません。**

◆　ただし，設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できます。

指定・任意の考え方

	指　定	任　意
設計図書	施工方法等について具体的に指定します（契約条件として位置づけます）	施工方法等について具体的には指定していません（契約条件ではないですが，参考図として標準工法を示すことがあります）
施工方法の変更	発注者の指示または承諾が必要です	受注者の任意です（施工計画書の提出，修正等は必要です）
施工方法の変更がある場合の設計変更	行います	行いません
当初明示した条件の変更に対応した設計変更	行います	行います

仮設，施工方法等には，指定と任意があり，発注においては，**指定と任意の部分を明確にする必要**がある

任意については，**受注者が自らの責任で行うもの**で，仮設，施工方法等の選択は，受注者に委ねられている（**変更の対象としない**）

発注者（監督職員）は任意の趣旨を踏まえ，**適切な対応が必要**

※　任意における下記のような対応は不適切

①　〇〇工法で積算しているので，「〇〇工法以外での施工は不可」との対応

②　標準歩掛かりではﾊﾞｯｸﾎｳで施工となっているので，「ｸﾗﾑｼｪﾙでの施工は不可」との対応

③　新技術の活用について受注者から申し出があった場合に，「積算上の工法で施工」するよう対応

ただし，任意であっても，設計図書に 示された施工条件と実際の現場条件が 一致しない場合は変更することができる

２　工事請負契約書（抜粋）

工事請負契約書第１条　（総則）

３．仮設，施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。）については，この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き，受注者がその責任において定める。

５．この契約書に定める請求，通知，報告，申出，承諾及び解除は，書面により行なわなければならない。

工事請負契約書第９条　（監督職員）

２．監督職員は，この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか,設計図書に定めるところにより，次に掲げる権限を有する。

(1)　契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示，承諾又は協議

(2)　設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

(3)　設計図書に基づく工程の管理，立会い，工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)

(4)　設計図書の軽微な変更に係る指示又は協議

工事請負契約書第１８条　（条件変更等）

１．受注者は，工事の施工に当たり，次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは，その旨を直ちに監督職員に通知し，その確認を請求しなければならない。

(1)　図面，仕様書，現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。（これらの優先順位が定められている場合を除く。）

(2)　設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。

(3)　設計図書の表示が明確でないこと。

(4)　工事現場の形状，地質，湧水等の状態，施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

(5)　設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

２．監督職員は，前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは，受注者の立会いの上，直ちに調査を行わなければならない。ただし，受注者が立会いに応じない場合には，受注者の立会いを得ずに行うことができる。

３．発注者は，受注者の意見を聴いて，調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは，当該指示を含む。）をとりまとめ，調査の終了後１４日以内に，その結果を受注者に通知しなければならない。ただし，その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは，あらかじめ受注者の意見を聴いた上，当該期間を延長することができる。

４．前項の規定により取りまとめた調査の結果において第１項の事実が確認された場合で，必要があると認められるときは，次の各号に掲げるところにより，設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

(1)　第１項第１号から第３号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるものは，発注者が行う。

(2)　第１項第４号又は第５号に該当し，設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは，発注者が行う。

(3)　第１項第４号又は第５号に該当し，設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは，発注者受注者協議して発注者が行う。

５．前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において，発注者は，必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し，又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

工事請負契約書第１９条　（設計図書の変更）

発注者は，前条第 4 項の規定によるほか，必要があると認めるときは，設計図書の変更内容を受注者に通知して，設計図書を変更することができる。この場合において，発注者は，必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し，又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

２．前項の規定により設計図書を変更したときは，遅滞無く変更契約を締結しなければならない。
ただし，軽微な変更にあっては，工期の末日又は会計年度の末日までに変更契約を締結するものとする。

工事請負契約書第２０条　（工事の中止）

工事用地等の確保ができない等のため又は暴風，豪雨，洪水，高潮，地震，地すべり，落盤，火災，騒乱，暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責に帰すことがないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため，受注者が工事を施工できないと認められるときは，発注者は，工事の中止内容を直ちに受注者に通知して，工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

２．発注者は，前項の規定によるほか，必要があると認めるときは，工事の一時中止内容を受注者に通知して，工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

３．発注者は，前２項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において，必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し，又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者，建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

工事請負契約書第２１条　（受注者の請求による工期の変更）

受注者は，天候の不良，第 2 条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責

に帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは，その理由を明示した書面により，発注者に工期の延長変更を請求することができる。

工事請負契約書第２２条　（発注者の請求による工期の短縮等）

発注者は，特別の理由により工期を短縮する必要があるときは，工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

２．発注者は，この契約書の条項により工期を延長すべき場合において，特別の理由があるときは，通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

３．発注者は，前 2 項の場合において，必要があると認められるときは請負代金額を変更し，又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

工事請負契約書第２３条　（工期の変更方法）

工期の変更については，発注者受注者協議して定める。ただし，協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には，発注者が定め，受注者に通知する。

２．前項の協議開始の日については，発注者が受注者の意見を聴いて定め，受注者に通知するものとする。ただし，発注者が工期の変更事由が生じた日(第 21 条の場合にあっては，発注者が工期変更の請求を受けた日，前条の場合にあっては，受注者が工期変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には，受注者は，協議開始の日を定め，発注者に通知することができる。

工事請負契約書第２４条　（請負代金額の変更方法等）

請負代金額の変更については，発注者受注者協議して定める。ただし，協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には，発注者が定め，受注者に通知する。

２．前項の協議開始の日については，発注者が受注者の意見を聴いて定め，受注者に通知するものとする。ただし，請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には，受注者は，協議開始の日を定め，発注者に通知することができる。

３．この契約書の条項により，受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については，発注者受注者協議して定める。

工事請負契約書第２６条　（臨機の措置）

受注者は，災害防止等のため必要があると認めるときは，臨機の措置をとらなければならない。この場合において，必要があると認めるときは，受注者は，あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし，緊急やむを得ない事情があるときは，この限りでない。

２．前項の場合においては，受注者は，そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

３．監督職員は，災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは，受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

４．受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において，当該措置に要した費用のうち，受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については，発注者が負担する。

３　宮城県農業土木工事共通仕様書（抜粋）

第１編　共通編

第１章　総則 第１節総則

１－１－３ 設計図書の照査等

１．　受注者からの要求があり，監督職員が必要と認めた場合は，受注者に図面を貸与することができる。ただし，共通仕様書，土木工事施工管理基準等市販・公開されているものについては，受注者が備えるものとする。

２．　受注者は，施工前及び施工途中において，契約書第 18 条第１項第１号から第５号に係わる設計図書の照査を行い，該当する事実がある場合，監督職員にその事実の確認できる資料を書面により提出し，確認を求めなければならない。

なお，確認できる資料とは，現場地形図，設計図との対比図，取り合図，施工図等を含むものとする。

また，受注者は監督職員から更に詳細な説明，又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

３．　受注者は，契約の目的のために必要とする以外に，契約図書，及びその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ，又は伝達してはならない。

１－１－17 工事の一時中止

１．　発注者は，契約書第 20 条の規定に基づき次の各号に該当する場合において，受注者に対してあらかじめ書面をもって中止内容を通知したうえで，必要とする期間，工事の全部又は一部の施工について一時中止を命じるものとする。

(1)　契約書第 16 条に規定する工事用地が確保されない場合

(2)　埋蔵文化財の調査，発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され，工事の続行が不適当又は不可能となった場合

(3)　関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合

(4)　工事着手後，環境問題等の発生により工事の続行が不適当又は不可能となった場合

(5)　災害等により工事目的物に損害を生じ又は工事現場の状態が変動し，工事の続行が不適当又は不可能となった場合

(6) 第三者，受注者，使用人及び監督職員の安全のため必要があると認めた場合

２．　発注者は，受注者が契約図書に違反し又は監督職員の指示に従わない場合等において監督職員が必要と認めた場合，工事の全部又は一部の施工について一時中止を命じることができる。

３．　１及び２の場合において，受注者は施工を一時中止する場合は，中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し，承諾を得るものとする。また，受注者は工事の続行に備え，工事現場を保全しなければならない。

１－１－18 設計図書の変更

設計図書の変更とは，入札に際して発注者が示した設計図書を，発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき，発注者が修正することをいう。

１－１－19 工期変更

１． 契約書第 15 条第７項，第 17 条第１項，第 18 条第５項，第 19 条，第 20 条，第 21 条，第 22 条第１項及び第 23 条の規定に基づく工事の変更について，当該変更が契約書第 23 条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認するものとする。（以下「事前協議」という。）

２． 監督職員は，事前協議における工期変更協議の対象であるか否かについて受注者に通知するものとし，受注者はこれを確認しなければならない。

３． 受注者は，契約書第 18 条第５項に基づき工事内容の変更又は設計図書の訂正が行われた場合，事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について，必要とする変更日数の算出根拠，変更工程表その他必要な資料を添付のうえ，契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

４． 受注者は，契約書第 19 条に基づく工事内容の変更又は契約書第 20 条に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合，事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について，必要とする変更日数の算出根拠，変更工程表その他必要な資料を添付のうえ，契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

５． 受注者は，契約書第 21 条に基づき工期の延長を求める場合，事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について，必要とする延長日数の算出根拠，変更工程表その他必要な資料を添付のうえ，契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

６． 受注者は，契約書第 22 条第１項に基づき工期の短縮を求められた場合，事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について，可能な短縮日数の算出根拠，変更工程表その他必要な資料を添付のうえ，契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

第３章　施工共通事項　第２節　一般事項

３－２－１　適用すべき諸基準

受注者は，設計図書において特に定めのない事項について，次の基準類によらなければならない。

なお，基準類と設計図書に相違がある場合，原則として設計図書の規定に従うものとし，疑義のある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

※　下記基準は省略

４　宮城県施設機械工事等共通仕様書（抜粋）

第１章　総 則

第１節　総 則

１－１－３　設計図書の照査等

１．図面原図の貸与

発注者は，受注者からの要求があり，監督職員が必要と認めた場合，受注者に図面の原図を貸与することが出来る。ただし，共通仕様書，施設機械工事等施工管理基準等，市販，公開されているものについては，受注者が備えるものとする。

２．設計図書の照査

受注者は，施工前及び施工途中において，自らの負担により契約書第 18 条第１項第１号から第５号に係る設計図書の照査を行い，該当する事実がある場合は，監督職員にその事実が確認出来る資料を書面により提出し，確認を求めなければならない。

なお，確認出来る資料とは，現地地形図，設計図との対比図，取り合図，施工図等を含むものとする。また，受注者は監督職員からさらに詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は，これに従わなければならない。

３．契約図書等の使用制限

受注者は，契約の目的のために必要とする以外は，契約図書，及びその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ，又は伝達してはならない。

１－１－19 工事の一時中止

１．一般事項

発注者は，契約書第 20 条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては，あらかじめ受注者に対して通知したうえで，必要とする期間，工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることが出来る。

なお，暴風，豪雨，洪水，高潮，地震，地すべり，落盤，火災，騒乱，暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については，第１章 1-1-54 により，受注者は，適切に対応しなければならない。

（１）埋蔵文化財の調査，発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され，工事の続行が不適当又は不可能となった場合。

（２）関連する他の工事の進捗が遅れたため，工事の続行を不適当と認めた場合。

（３）工事着手後，環境問題等の発生により工事の続行が不適当又は不可能となった場合。

２．発注者の中止権

発注者は，受注者が契約図書に違反し又は監督職員の指示に従わない場合等，監督職員が必要と認めた場合には，工事の中止内容を受注者に通知し，工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることが出来るものとする。

3．基本計画書の作成

前１項及び２項の場合において，受注者は施工を一時中止する場合は，中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し，承諾を得るものとする。

また，受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

１－１－20 設計図書の変更等

1．設計図書の変更

設計図書の変更とは，入札に際して発注者が示した設計図書を，発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき，発注者が修正することをいう。

2．設計図書の変更に伴う請負代金額の変更

工事の契約後，設計図書の内容に変更が生じた場合において，発注者又は受注者の発議による協議のうえ，設計図書の内容変更並びに請負代金額の変更を行う。

ただし，受注者からの発議に基づく設計図書の内容変更のうち，設計図書に示した目的及び機能が同等と監督職員が判断し，承諾した設計図書の内容については請負代金額の変更を行わないものとする。

この場合，監督職員は必要に応じ受注者に対し，これらの技術的証明又は必要な資料の提出を求め，打合せを行うものとする。

3．請負代金額の変更を伴う設計図書の内容変更

請負代金額の変更を伴う設計図書の内容変更は，次によるものする。

監督職員の文書による指示により，設計図書に示された設計条件，設計基準，仕様，材質，構造及び操作，制御方法等並びに施工方法の変更を行った場合，発注者と受注者は協議のうえ，指示した日を基準日とし変更するものとする。

請負代金額の変更は，設計図書に示した仕様並びに数量を基本として，変更に係わる部分についてのみ行うものとする。

１－１－21 工期変更

1．一般事項

契約書第 15 条第７項，第 17 条第１項，第 18 条第５項，第 19 条，第 20 条第３項，第 21 条及び第 43 条第２項の規定に基づく工期の変更について，契約書第 23 条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし，監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。

2．設計図書の変更等

受注者は，契約書第 18 条第５項及び第 19 条に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合，第１項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について，必要とする変更日数の算出根拠，変更工程表その他必要な資料を添付のうえ，契

約書第 23 条第２項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

３．工事の一時中止

受注者は，契約書第 20 条に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合，第１項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について，必要とする変更日数の算出根拠，変更工程表その他必要な資料を添付の上，契約書第 23 条第２項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

４．工期の延長

受注者は，契約書第 21 条に基づき工期の延長を求める場合，第１項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について，必要とする延長日数の算出根拠，変更工程表その他必要な資料を添付のうえ，契約書第 23 条第２項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

５．工期の短縮

受注者は，契約書第 22 条第１項に基づき工期の短縮を求められた場合，可能な短縮日数の算出根拠，変更工程表その他必要な資料を添付し，契約書第 23 条第２項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

５　土地改良工事積算基準（土木工事）
共通仮設費率適用範囲（抜粋）

◆準備費

１　準備及び跡片付けに要する費用

２　調査・測量・丁張等に要する費用

(1)　工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用

(2)　縦，横断面図の照査等に要する費用

(3)　用地幅杭等の仮移設等に要する費用

３　伐開・除根・除草・整地・段取り・すりつけ等に要する費用（農用地造成工事の伐開，除根，除草等に要する費用を除く）

◆技術管理費の積算

１　土木工事施工管理基準の品質管理に含まれる試験に要する費用

２　出来形管理のための測量・図面作成・写真管理に要する費用

３　工程管理のための資料の作成等に要する費用

４　工事完成図書類の作成及び電子納品等に要する費用

５　建設材料の品質記録保存に要する費用

６　コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用

７　コンクリートのひび割れ調査及びテストハンマーによる強度推定調査に要する費用

８　ＰＣ上部工・アンカー工等の緊張管理，グラウト配合試験等に要する費用

９　塗装膜厚施工管理に要する費用

１０　施工管理で使用するＯＡ機器の費用

６　土地改良工事積算基準（施設機械）
共通仮設費率適用範囲及び設計技術費（抜粋）

◆共通仮設費（準備費）

１　工事着手時の準備及び完成時の後片付けに要する費用。

２　調査・測量，丁張等に要する費用。

３　伐開・整地及び除草に要する費用。

◆設計技術費

１　設計計算関係

（1）　発注設計図書の確認

（2）　最適設計，細部計画等の立案

（3）　設計計算書の作成（開閉荷重等）

（4）　実施仕様書，全体取扱説明書の作成

（4）　設計に関する打合せ資料の作成

（5）　機器単体品の注文仕様書の作成

（6）　他工事（土木・建築等）との取合確認等の資料作成

２　設計部面関係

（1）　工事全体及び構成機器の完成状態を示す図面の作成（全体図，組立図等）

（2）　フローシート

（3）　システムシーケンス図の作成

（3）　機器単体費の注文図面の作成

（4）　据付工事図面（基礎図・配管配線図等）

（5）　他工事（土木・建築等）との取合確認等に必要な図面の作成

７　入札・契約時の契約図書等の疑義の解決

契約図書等に係る疑義については，下記により，入札前の段階，設計照査の段階で解決しておくことが，スムーズな設計変更に繋がることになります。

入札前

①　入札者等は，この心得，配布された仕様書・図面又は閲覧に供した仕様書・図面・契約書案及び添付書類等（以下「設計図書」という）を熟覧の上，入札しなければならない（入札参加心得 第５第１項） ②　入札者等は，設計図書について疑義があるときは，入札公告等に定めるところにより質問をすることができる　（入札参加心得 第５第２項）

入札後

①　受注者は，施工前及び施工途中において，契約書第１８条第１項第１号から第５号に係わる設計図書の照査を行い，該当する事項がある場合は，監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し，確認を求めなければならない なお，確認できる資料とは，現場地形図・設計図との対比図・取り合図・施工図等を含むものとする ②　また，受注者は監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなくてはならない　（共通仕様書１－１－３ 設計図書の照査等）

８　各種様式（抜粋）

〇契約書第２０条　一時中止についての通知

年月日：

（受注者名）　　　　　　　　　　殿

（知事又は公所長）

印

工事の〔　　　　　〕一時中止について（通知）

標記について、工事請負契約書第20条第1項及び第2項に基づき、下記のとおり通知する。

記

1.　本工事を　　　　　　　から　　　　　　　一時中止する。

2.　中止理由

3.　工事一時中止箇所

4.　工事一時中止予定期間　　　　日間　（　　　　　　　まで）

5.　工事再開については、別途通知する。

6.　その他

（注）　1.（　）には全部又は一部を記入すること。

○契約書第２０条及び第２３条　一時中止の再会についての通知

年月日：

（受注者名）　　　　　　　　殿

（知事又は公所長）
印

工事の（　　　）一時中止の（　　　）再開について（通知）

標記について、工事請負契約書第20条及び第23条に基づき、下記のとおり通知する。

記

1.　　　　　より　　　　　一時中止　（　　　　　付け）

の本工事を　　　　　から再開する。

2.　工事再開箇所

（注）1.　（　）には全部又は一部を記入すること。

○一時中止時に作成する基本計画書（参考）について

※　国土交通省：工事一時中止に係るガイドラインから引用

平成　年　月　日

○○地方振興事務所長

受注者
所在地
商号又は名称
代表者職氏名　　　　　　　印

工事の(　　)一時中止に伴う工事現場の維持、管理
等に関する基本計画書について

平成◇◇　年　◇◇　月◇◇　日　付けで工事(　)一時中止の通知があった標記工事について、別紙のとおり基本計画書を提出します。

記

工事名

※　(　　)には、全部又は一部を記入してください。

別紙

基 本 計 画 書

記載内容

1． 一時中止時点における内容

1） 一時中止する工種の出来形

2） 建設機械器具等の状況

3） 搬入済み材料

4） 現場組織表

5） 安全衛生管理組織表

2. 一時中止期間中の業務

1)現場点検

2)緊急時の体制及び対応

3)一時中止期間中の実施作業

3. 一時中止期間中の体制

1） 現場代理人 … （常駐 or 非常駐）

2） 監理技術者等 … （専任 or 非専任）

3） 施工担当者

○契約書第２１条　工期の延期についての請求

年　月　日

（知事又は公所長）

殿

受注者　住所

氏名　印

工 期 の 延 期 に つ い て

工事請負契約書第21条の規定に基づき下記のとおり工期の延期について請求します。

記

1　工事番号	
2　工事名	
3　工事場所	
4　契約締結年月日	年　月　日
5　契約工期	年　月　日　から 年　月　日まで
6　請負代金額	
7　延期期日	完成期日　年　月　日　（　日間）
8　延期の理由	

○設計変更協議書（設計変更事務取扱要領より）

様式第2号

所管事務所又は課名	

設 計 変 更 協 議 書

平成　　年　　月　　日

工事番号	
工 事 名	
工事場所	川　線 港　市 郡　町 村　地内

概算変更増減見込額

工事の変更内容

添付図面　　葉

	総括監督員	主任監督員	監 督 員
上記のとおり設計の一部を変更したいので協議します。			

	請 負 者	現場代理人
上記事項について現場説明を受け，承諾します。 平成　年　月　日	印	

注1）監督職員は，設計変更協議書を2部作成し，請負者へ提出すること。
注2）請負者は，上記事項を承諾する場合は，押印のうえ，1部返却すること。
注3）概算増減額は，諸経費率・落札率・消費税率を考慮した額とする。

○その他「様式」については，下記アドレスを参照

・宮城県出納局契約課
　http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kk20.html